

## 西尾市地域包括支援センター一色運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人西尾市社会福祉協議会が開設する西尾市地域包括支援センター一色（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの担当職員が、要支援状態又はそのおそれのある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

### (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 西尾市地域包括支援センター一色

(2) 所在地 西尾市一色町前野新田48番地3

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師又は経験のある看護師 1名以上

主任介護支援専門員又は介護支援専門員 1名以上

社会福祉士 1名以上

担当職員は、事業の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額等)

第6条 事業の提供方法及び内容は、西尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年西尾市条例第3号）第32条から34条の規定及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施について（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に従って実施するものとする。

2 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内又は利用者の居宅等とする。

3 サービス担当者会議の開催場所は、第3条に規定するセンター内又は利用者の居宅等とする。

4 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び西尾市が定める額とする。

5 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超える地点から、片道5キロメートル未満 300円

(2) 通常の事業の実施地域を超える地点から、片道5キロメートル以上 400円

6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、西尾市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について担当職員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための研修を年1回以上実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所担当職員等又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを西尾市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 センターは、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は西尾市と社会福祉法人西尾市社会福祉協議会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。